

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年9月30日
【会社名】	テクノプロ・ホールディングス株式会社
【英訳名】	TechnoPro Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO 西尾 保示
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号
【電話番号】	03-6362-1178
【事務連絡者氏名】	取締役兼CFO 佐藤 博
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号
【電話番号】	03-6362-1178
【事務連絡者氏名】	取締役兼CFO 佐藤 博
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成27年9月29日開催の当社第10回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
平成27年9月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

配当財産の種類

金銭

株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金100.88円

配当総額 3,437,377,252円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年9月30日

第2号議案 定款一部変更の件

- 平成27年8月に公表した中期経営計画「Growth 1000」において、当社グループの事業ドメインを技術系人材サービスと定めたことに対応し、事業目的を明確化するため、現行定款第2条（目的）を変更するものであります。
- 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役、及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能になりました。これに伴い、これらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第28条（取締役の責任免除）第2項及び第39条（監査役の責任免除）第2項の一部をそれぞれ変更するものであります。  
なお、現行定款第28条（取締役の責任免除）第2項の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、現行定款第20条（補欠取締役）第1項及び第31条（補欠監査役）第1項について、根拠条文の変更を行うものであります。
- その他、字句の修正を行うものであります。

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役として、西尾保示、佐藤博、嶋岡学、浅井功一郎、八木毅之、渡部恒弘及び山田和彦を選任するものであります。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役として、園原章人及び落合稔を選任するものであります。

第5号議案 取締役に対する株式報酬型ストック・オプションに関する報酬等の具体的な内容決定の件

取締役（社外取締役を除きます。）に対して、年額100百万円以内の範囲で株式報酬型ストック・オプションを付与するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	212,948	99	0	(注)1	可決 (99.32)
第2号議案	212,099	948	0	(注)2	可決 (98.92)
第3号議案				(注)3	
西尾 保示	210,993	2,054	0		可決 (98.41)
佐藤 博	211,230	1,817	0		可決 (98.52)
嶋岡 学	211,228	1,819	0		可決 (98.52)
浅井 功一郎	211,229	1,818	0		可決 (98.52)
八木 毅之	211,230	1,817	0		可決 (98.52)
渡部 恒弘	195,480	17,567	0		可決 (91.17)
山田 和彦	212,910	137	0		可決 (99.30)
第4号議案				(注)3	
園原 章人	212,281	766	0		可決 (99.01)
落合 稔	212,873	174	0		可決 (99.28)
第5号議案	187,911	25,136	0	(注)1	可決 (87.64)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上